

令和 6年 2月 15日
奈良井川漁業協同組合

組合員 及び 釣り人の皆様

令和5年度の総代会においてルアー専用区の設定について課題が提起されましたので、検討の上、下記のように設定いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. ルアーの許可エリア

【組合員、釣り人の要望を反映し、ルアー専用区を設定します】

前提：・放流後、3日間の期間とする
(放流日当日、+1日、+2日の3日間)
・実施は、令和6年度からとします

奈良井川 ・「奈良井宿橋から下流」が、ルアー専用区となります
・「小曾部川合流地点から下流」が、ルアー専用区となります

鎖川 ・「上針尾橋から下流 針尾橋まで」が、ルアー専用区となります
(針尾橋から朝日橋まではルアー禁止となります)

田川 「大正橋下流の堰堤から下流」が、ルアー専用区となります

小曾部川その他の河川 川幅が狭いので設定しません

★天候、工事、河川の状況により、対応が変わる場合もありますので、
ご了承ください。

ルール、マナーを守って、楽しい釣りをしましょう

- ・前日からの場所取りはご遠慮ください
(目に余る場所取りを発見した場合は、その付近への放流をしない場合もあります)
- ・近隣の住宅や道路の通行にご迷惑をかけないよう駐車への配慮をお願いします
- ・無鑑札での釣りはやめてください
(正当な釣券、組合員証を身に付けてください)

以上